

我がま ちの名工 4人

南国市技能功労者表彰



うえやま よしあき
上山 義明さん(大桶乙)
昭和11年1月10日生まれ

建具技能士

昭和26年、建具見習工として弟子入りをして以来、多くの先輩、お客様に温かいご指導をいただき今日まで歩んできました。

今後は、木製建具という奥の深い技術を幹として、あらゆる木製品作りに意欲を燃やし、若い人たちに物作りの意義や楽しさを知ってもらえるよう、努めていきます。



昨年11月22日、永年同一職業に従事し、優れた技能を社会発展のために役立て、功績のあった技能職者を顕彰する「平成14年度南国市技能功労者表彰式」が、グレース浜すしで行われました。

受賞者の皆さんをご紹介します。

(順不同)



人権と共生の時代 ①⑥

人権教育シリーズ

今から50年近く前、アツシユという学者がこんな実験をしました。大勢の学生の前に次のような図を示し、「図1と同じ長さの図2のどの線だと思えますか?」と質問しました。ほとんど全員「C」と答えました。

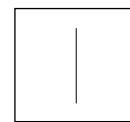


図1

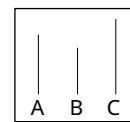


図2

次に、場所と状況と人も変えて同じ実験をしました。

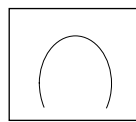


図3

何人かの人に図3のように座ってもらい、同じ質問をし、のりから順番に答えてもらいます。ここで、この先生は次のような状況をつくりました。それは、のりだけが実験を受ける人で何も知らされていない人です。他の人は、あらかじめ先生から答える方法を指示されている人たちだったんです。

の人が答えます「Aです!」の人も答えます「Aにまちがいありません」。のりも答えます「Aでしょう」。こうして、からまで「A」と答えます。この後、の人が何と答えるだろうか?この実験でした。こうした状況の中で何人かの人が「C」と実験した結果、のりが「C」と

…… ちょっとまって、私はこう思う ……

正答する割合は60%位に下がったそうです。

次に、今度は、の人が答える前例え、の人に「Cじゃないでしょうか」と正答を言ってもらおうと(もちろん他の人はわざと「A」と答えるのですが)、のりが「C」と正答する割合は80~90%以上にまで上がるという結果が出たそうです。

この実験はどんなことを私たちに教えてくれているのでしょうか。自分ひとり他の人と違う思いや考えをこころした状況で表明することの難しさと、流されやすさを警告してくれているのかもしれない。しかし、ひとりでも自分と同じ思いや意見を持っている人がいるということを知ることの力の大きさも教えてくれています。

意見表明することで、自分の言うことが誤りであれば正しくしてくるでしょうし、真実ならばきっと他人の意見表明の大きな力になるでしょう。

私たちは、さまざまな人との関わりの中で生活しています。その中でこうした状況に近い場面があるとあります。そんなとき、「ちょっとまって! 私はこう思うけれど!」と、「関わりの様子」を変えていくことが、人権尊重の社会づくりのための一歩ではないでしょうか。



たなか ちえこ
田中 千枝子 さん (立田)
昭和11年12月15日生まれ

美容師

鎌倉の早見美容高等学校を卒業して以来、45年間美容業界に携わり、その間時代の変遷とともに流れの速いファッション界で、多くの皆様を支えられ感性と技術・学術の向上に努めてきました。

今後は、健康の許す限り、美容師の道を歩み続け、業界発展のために微力を尽くします。



しまい かずもと
島井 一太 さん (岡豊町笠ノ川)
昭和 8 年12月28日生まれ

植木職・造園師

昭和24年中学校卒業後、家業の植木生産販売業に入り、父のもとで植木の枝立て方や剪定技術を学び、今日に至っています。

近年は、庭の形態も大きく変わってきましたが、受け継いだ伝統技術を大切に、また新しい技術にも積極的に取り組んで次の世代への技能継承に努めていきます。



やの よしとみ
矢野 福登美 さん (篠原)
昭和 8 年12月21日生まれ

金属加工作業工

18歳で北海道の製缶関係に住込みで弟子入りし、高知に来てスズ工農機に入社。退社後は、周りの人たちの助けを受けながらも一匹狼で始めて以来40数年工作機械などの部品の加工を続けています。

幸いにも後継者もでき、今後は、若者の道しるべとなれるよう力を注いでいきたいです。



あなたの修学を
バックアップ!

南国市奨学金を貸与します

市では、教育の機会均等を図るため、経済的理由などにより、**短期大学、大学、専修学校、各種学校**に進学・修学が困難な方に奨学金を貸与する『南国市奨学金制度』を設けています。

詳しくは、4月に市教育委員会学校教育課・南国市役所各支所・各福祉館に募集要項を置きますので、ご覧ください。

申請資格	①修学の意欲を強く持つ方。 ②保護者が本市に住所を有する方。 ③学資の支弁が困難と認められる方。 ④奨学金返還が可能であると認められる方。
対象学年	平成14年4月または、平成15年4月に短期大学、大学、専修・各種学校の1年生になった方。
貸与期間	平成15年4月～平成16年3月(1年間) *貸与を継続して希望される方は、毎年申請をして選考されることが必要です。(在学中の学校の修業年限内に限ります)
貸与額	県外の学校＝月額3万円、県内の学校＝月額2万円
貸与予定者数	1学年10名程度
申請期間	4月1日(火)～4月30日(水) *学校教育課に提出してください。
貸与予定時期	6月・9月・1月の3回。*4カ月分をまとめて口座振込(郵便局を除く)。
返還方法	貸与または猶予期間終了月の13カ月後から、貸与期間の5倍の返還期間内に返還。
備考	申請には、申請者と生計を共にしない弁済能力のある県内在住の連帯保証人が必要です。選考にあたっては奨学生選考委員会による所得基準等の審査があります。

※お問い合わせは、学校教育課 (☎880-6568) まで